

# 脱炭素社会実現に向けた地方公共団体実行計画等策定業務 公募型プロポーザル実施要領

脱炭素社会実現に向けた地方公共団体実行計画等策定業務を委託するにあたり、次のとおり公募型プロポーザルを実施する。なお、事業の整合性を図るため、4つの業務を併せて1つの事業者等（「5 応募者の構成」参照）が実施することとする。

## 1 委託業務の概要

### (1) 公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定業務

#### ①業務の内容

別紙「公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定業務仕様書」のとおり

#### ②業務委託期間

契約締結日から令和6年1月31日（水）まで

#### ③委託料上限額

7, 548, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

### (2) 再生可能エネルギー導入計画策定業務

#### ①業務の内容

別紙「再生可能エネルギー導入計画策定業務仕様書」のとおり

#### ②業務委託期間

契約締結日から令和6年1月31日（水）まで

#### ③委託料上限額

7, 452, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

### (3) 地方公共団体実行計画（事務事業編）改定業務

#### ①業務の内容

別紙「地方公共団体実行計画（事務事業編）改定業務仕様書」のとおり

#### ②業務委託期間

契約締結日から令和6年9月30日（月）まで

#### ③委託料上限額

2, 813, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

### (4) 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定業務

#### ①業務の内容

別紙「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定業務仕様書」のとおり

#### ②業務委託期間

契約締結日から令和6年9月30日（月）まで

#### ③委託料上限額

3, 987, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

## 2 特記事項

### (1) 国庫補助事業について

本業務は、国庫補助事業「令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の「地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援（第1号事業の1）」及び「公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援（第1号事業の3）」の採択を目指すため、本補助事業の主旨に沿った内

容とする。

なお、本業務の受託者は、当該補助申請に係る必要な支援を行うこと。

(2) 三原市ゼロカーボンシティ宣言との整合性について

本業務は、2050年ゼロカーボンの達成を目的として実施するものであるため、宣言の際に掲げた「①市民・事業者との脱炭素化に向けた取組」、「②公共施設の脱炭素化への取組」、「③電気自動車普及への環境整備」について、より具体的に推進できるよう目標や施策等を整理するとともに、目標の達成に向けたその他の手段についても検討すること。

(3) 委託料の支払いについて

「1 委託業務の概要（1）及び（2）」については、業務委託終了後、令和5年度に支払うものとし、「1 委託業務の概要（3）及び（4）」については、業務委託終了後、令和6年度に支払うものとする。

3 スケジュール（予定）

公募開始	令和5年3月22日（水）
質問書提出期限	令和5年3月28日（火）午後5時15分まで
質問に対する回答	令和5年3月31日（金）
参加表明書等提出期限	令和5年4月4日（火）午後5時15分まで
参加資格審査結果通知	令和5年4月7日（金）までに通知
企画提案書等提出期限	令和5年4月19日（水）午後5時15分まで
企画提案審査会 （プレゼンテーション、質疑応答）	令和5年4月28日（金） ※日程は変更となる可能性がある。
審査結果通知	令和5年5月2日（火）
基本合意書締結	令和5年5月上旬
契約締結	国庫補助事業の交付決定後、1か月以内

※郵送の場合は提出期限までに必着とする。

4 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。なお、契約後に本参加資格を満たさなくなった場合、契約を解除することがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続（更生手続開始の申立て以後の手続をいう。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（再生手続開始の申立て以後の手続をいう。）が係属中である者でないこと。
- (3) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 民事執行法（昭和54年法律第4号）による差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受けた者でないこと、又は第三者による債権保全の請求が常態として行われているものと認められる者でないこと。
- (5) 民事保全法（平成元年法律第91号）の規定に基づく民事保全の手続が常態として行われているものと認められる者でないこと。
- (6) 法人等にあつては役員等（個人にあつてはその者）が、三原市暴力団排除条例（平成24年条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (7) 当該業務（「1 委託業務の概要」のうち（1）又は（2））及びそれに類する業務委託を地

方自治体又はその他の公共団体等との間で締結した実績（実施予定含む）を1件以上有すること。

(8) 国税及び三原市税を滞納していないこと。（三原市への納税義務がない場合は三原市税に関するものは除外する。）

## 5 応募者の構成

応募者は、「4 参加資格」を満たす事業者または複数の事業者（以下「共同事業者」という。）とする。共同事業者は本プロポーザルにかかる代表者を選定し、その者は、共同事業者を代表して本プロポーザルにかかる本市との連絡調整等を行うものとする。なお、共同事業者での応募の場合は、「4 参加資格の（7）」の参加資格要件は、共同事業者のいずれかの事業者が満たしていればよいものとする。

## 6 参加手続き

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記要領により参加表明書を提出すること。参加申込後に、参加を辞退する場合は、辞退届（様式第5号）を提出すること。

### (1) 提出期限

令和5年4月4日（火）午後5時15分まで

### (2) 提出方法

提出先へ持参又は書留郵便にて必着のこと。

また、紙媒体での提出に加え、電子メール等にてPDF化したデータを提出すること。

### (3) 提出先

下記「15 事務局（提出先）」に記載

### (4) 提出書類

必要な様式は三原市のホームページからダウンロードすること。

提出書類	様式	提出部数
参加表明書等	・参加表明書（様式第1号）	原本1部 （クリップ留め）
	・会社概要書（様式第2号）	
	・関連業務実績書（様式第3号）	
	・協力会社概要書（様式第4号） ※本業務遂行のため、社外の協力を求める場合のみ作成すること	

※令和3～5年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿に記載されていない者が参加表明書を提出する場合、次の書類を添付すること。

提出書類	書類	提出部数
添付書類	・商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）	各1部 （クリップ留め）
	・印鑑証明書 ※写し可	
	・決算書の写し（申請日の直前事業年度の1年間分の財務諸表のうち、①貸借対照表、②損益計算書）	
	・市税の滞納のない証明書 ※写し不可、三原市に納税義務がない場合は不要	
	・消費税及び地方消費税の納税証明書 ※写し可	

(5) 参加表明書類の記載に関する留意事項

- ①郵送の場合は、期限までに必着とする。なお、持参による提出の受付時間は、土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。
- ②「関連業務実績書（様式第3号）」は、過去3年間に元請として受注した当該業務及びそれに類する業務実績について、「業務名、事業者名、履行期間、業務概要等」を記載すること。
- ③共同事業者での参加の際には、参加表明書（様式第1号）以外の書類について、全ての事業者分を提出すること。

7 参加資格審査・通知

参加表明書の内容に基づき、事務局において参加資格を審査する。参加資格を満たす者には企画提案書の提出を求めるものとし、電子メール又は郵送で送付する参加資格審査結果通知書にてその旨を通知する。なお、資格を有する者が多数の場合は、過去の業務実績等を評価し、上位5社程度を選考するものとする。

※選考されなかった者からの非選考理由及びこれに関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けない。

※参加資格審査結果については、令和5年4月7日（金）までに通知する。

8 質問受付及び回答

質問事項等がある者は、下記要領により質問書を提出すること。

(1) 提出書類

質問書（様式第6号）

(2) 提出方法

電子メールにて事務局に提出し、提出後は電話にてメール受信確認の連絡を行うこと。

(3) 提出先

三原市生活環境部生活環境課（E-mail：seikatsukankyo@city.mihara.hiroshima.jp）

(4) 受付期限

令和5年3月28日（火）午後5時15分まで

(5) 回答方法

質問に対する回答は、令和5年3月31日（金）に市のホームページで公表（質問者は非公表）する。ただし、簡易な質問についてはホームページで公表せず、電話等により個別に回答する場合がある。

9 企画提案書等

企画提案書等については、次の要領で提出すること。

(1) 提出期限

令和5年4月19日（水）午後5時15分まで

(2) 提出方法

提出先へ持参又は書留郵便にて必着のこと。また、紙媒体での提出に加え、電子メール等にて原本及び副本をそれぞれPDF化したデータを提出すること。

(3) 提出先

下記「15 事務局（提出先）」に記載

(4) 提出書類

提出書類	様式	提出部数
企画提案書等	企画提案書（任意様式） ※A4サイズで10ページ程度	原本1部（クリップ留め） 副本8部（ホッチキス留め）
	業務実施体制（任意様式）	
	業務日程表（任意様式）	
	見積書及び 見積額内訳明細書（任意様式） ※業務ごとに内訳（税込み）を記載すること。	

(5) 企画提案書への記載事項

企画提案書は、次の①～④の内容について記載すること。なお、企画提案書の記載については、本業務が、国庫補助事業「令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の「地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援（第1号事業の1）」及び「公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援（第1号事業の3）」の採択を目指す内容とすること。

No	記載項目	記載内容
①	業務実施方針等	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律及び国の計画，市の上位計画及び4つの業務の関連性を明確にし，令和6年度の業務終了までの業務実施方針及び業務実施方法等を記載すること。</li> </ul>
②	業務を実施する際に重要となるポイントの整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度に策定する「地方公共団体実行計画（事務事業編）」及び「地方公共団体実行計画（区域施策編）」の基礎調査及び基礎情報となる「公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定業務」及び「再生可能エネルギー導入計画策定業務」について，業務を実施する上で重要となるポイントを分かりやすく整理すること。</li> <li>重要となるポイントについて，どのように調査等を実施していくのかを分かりやすく記載すること。</li> </ul>
③	各計画に反映する際に重要となるポイントの整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度に実施する「公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定業務」及び「再生可能エネルギー導入計画策定業務」の結果を，令和6年度に策定する「地方公共団体実行計画（事務事業編）」及び「地方公共団体実行計画（区域施策編）」に反映する際に重要となるポイントを分かりやすく整理すること。</li> </ul>
④	事業者独自の提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>「公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定業務」及び「再生可能エネルギー導入計画策定業務」について，仕様書記載事項以外で事業者独自の提案があれば記載すること。</li> </ul>

(6) その他留意事項

- ①企画提案書の様式は任意様式とし，4つの業務の仕様書を参照の上，作成すること。
- ②評価基準を踏まえ，提案者としてのアピールポイント等を具体的に記載すること。
- ③専門的な知識を有していなくても評価が可能な企画提案書を作成すること。やむを得ず専門用語を使用する場合は，一般用語を用いて脚注を付記するなど理解しやすいものとする。

## 10 審査方法・基準

企画提案書等を提出した者には、プレゼンテーションの実施日等を別途通知する。なお、詳細については、「11 受託候補者選定方法」によるものとする。

### (1) 選定委員会の設置

企画提案の審査及び受託候補者の選定のため、市職員で構成される選定委員会を設置する。

### (2) 審査方法

参加資格審査に合格し、企画提案書等の提出を行った参加者に対して、プレゼンテーションによる企画提案書等の審査を行い、審査委員の評価点数の合計が最も高い提案者を受託候補者として選定する。ただし、点数の合計が最も高い提案者が複数ある場合は、審査委員の多数決により受託候補者を選定する。なお、企画提案書等を提出した者が1者の場合でも審査を実施する。

### (3) 審査基準

審査は「別表」に定める審査基準を使用して実施し、評価基準点（120点）に満たない場合は、候補者の選定を中止する場合がある。

## 11 受託候補者選定方法

### (1) 実施日程

令和5年4月28日（金）※日程は変更となる可能性がある。

### (2) 実施時間

プレゼンテーションの時間は1者当たり20分以内、質疑応答の時間は20分以内とする。

### (3) 入室人数

プレゼンテーション会場への入室は1者当たり3名以内とする。

### (4) 実施会場

プレゼンテーションは、三原市役所において行うものとする。

### (5) 禁止事項

プレゼンテーション時の配布資料については、企画提案書等を活用するものとし、追加の資料配布は禁止する（使用する資料については、企画提案書等に盛り込んでおくこと）。

### (6) その他

プレゼンテーション参加事業者が次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

①提出書類に虚偽の記載があった場合

②提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

③提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合

④審査の公平性を妨害するような不正行為があった場合

⑤業務ごとの見積書が「1 委託業務の概要」の委託料上限額を超過している場合

⑥プレゼンテーションを正当な理由なく、欠席した場合

⑦その他、社会通念に照らし、失格にあたる事由があると認められる場合

## 12 審査結果

審査結果については、参加提案者に対し電子メール又は郵送により通知するとともに、市のホームページで公表する。なお、審査結果に関する一切の事項についての質問、意見等は受け付けない。

公表内容は次のとおりとする。

①契約の相手方

②契約金額

③契約期間

④全参加者，評価結果（各評価項目における詳細）

⑤議事録

### 13 契約の締結

審査結果が業務の内容に最も適すると認められる企画提案者を選定し，その者と基本合意書及び契約締結の協議を行うものとする。なお，基本合意書及び契約締結の協議においては，企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく，企画提案書の内容の追加，変更又は削除を求めることがある。

また，受託候補者が参加資格を満たさないことが判明した場合や，その他の理由により基本合意書及び契約締結が不可能となった場合は，選定結果の次点の者と順次交渉するものとする。

### 14 その他

(1) 提案申込書等の提出後の書換え，引換え及び撤回は認めない。また，提出された書類は返還しない。

(2) 虚偽の記載をした提案申込書等は，無効とする。

(3) 提出のあった書類は，選定作業において，必要な範囲で複製する場合がある。

(4) 企画提案書等は，三原市情報公開条例（平成17年条例第12号）の対象行政情報となるため，情報公開請求により公開する場合がある。ただし，事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報については非開示とする場合がある。

(5) 提案申込書等の作成及び提出に係る費用など，本提案に係る全ての費用は，提案者の負担とする。

### 15 事務局（提出先）

所在地 〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号

担当部署 三原市生活環境部生活環境課（担当 安部・山根）

TEL 0848-67-6194（直通） FAX 0848-64-4103

E-mail [seikatsukankyo@city.mihara.hiroshima.jp](mailto:seikatsukankyo@city.mihara.hiroshima.jp)

## 別表

評価項目	評価基準	配点
書類審査 (30点)	○業務実績及び実施体制 ・本業務を適切に行う事業実績を有しているか。 ・提案内容を実施できる体制が整っているか。	20
	○金額の妥当性 ・見積書は妥当であるか。 ※満点(10点)×(最低見積額/見積額)※少数点以下第2位を四捨五入	10
プレゼン 審査 (170点)	○プレゼンテーションのクオリティ ・プレゼンに創意工夫が凝らされているか。 ・簡潔で分かりやすく、説得力のある説明であったか。	20
	○業務工程及び事業実施方針 ・作業スケジュールについて、実現可能なものになっているか。 ・計画や4つの業務の関連性が整理されているか。 ・業務に取り組む積極的な姿勢や業務完了までの流れ、実施方法が簡潔に記載されているか。	30
	○業務を実施する際及び各計画に反映する際に重要となるポイントの整理 ・重要となるポイントが分かりやすく記載されているか。 ・重要となるポイントの実施方法等が分かりやすく提案されているか。	20
	○事業者独自の提案 ・業務を実施する上で有用な事業者独自の提案がされているか。	10
	○企画提案書 ・企画提案書が全体的に見やすく整理されているか。	10
	○計画策定方針や業務の理解度、実施手順の妥当性 ・事業の趣旨を十分に把握し、策定方針が本市のイメージする方向性と一致しているか。	20
	○二酸化炭素等の温室効果ガス排出量や森林吸収量等に関する現況推計・将来推計の調査や削減目標の設定手法に関する具体性・的確性・妥当性など ・事業の趣旨や目的と合致した適切な調査計画であり、より詳細で具体的な調査手法に基づく推計値等が示される内容か。	20
	○再生可能エネルギーのポテンシャル調査及び導入目標の設定手法に関する具体性・的確性・妥当性など ・事業の趣旨や目的と合致した適切な調査計画であり、より詳細で具体的な調査手法に基づく推計値等が示される内容か。	20
	○提案の実現可能性、将来性 ・地域の実情や課題、特性や資源などを的確に把握し、それを十分に考慮した実現可能性の高い施策提案がなされているか。	20
合計		200

※評価基準点：120点

## 参加表明書

(業務名) 脱炭素社会実現に向けた地方公共団体実行計画等策定業務

令和 年 月 日

三原市長様

所在地 : \_\_\_\_\_

商号または名称 : \_\_\_\_\_

代表者名 : \_\_\_\_\_ 印

上記業務の公募型プロポーザルに参加したいので、関係書類を添えて、参加表明書を提出します。

なお、実施要領の「4 参加資格」を満たしていることを誓約します。

### [連絡先]

所 属 : .....

担当者氏名 (ふりがな) : .....

電 話 番 号 : .....

F A X 番 号 : .....

電 子 メ ー ル : .....

※ 令和3～5年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿に登載されていない者が参加表明書を提出する場合は、実施要領に示す書類を添付すること

## 会社概要書

商号または名称			
資本金			
売上高 (直前事業年度)		経常利益 (直前事業年度)	
所在地			
担当事務所名 (住所)	(住所 )		
全社従業員数 (うち、担当事務 所従業員数)			
登録事業	<p><b>【例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設コンサルタント (登録番号 )</li> <li style="padding-left: 20px;">登録部門 :</li> <li>・測量業者 (登録番号 )</li> <li>・地質調査業者 (登録番号 )</li> <li>・補償コンサルタント (登録番号 )</li> <li>・一級建築士事務所 (登録番号 )</li> <li>・その他 (登録番号 )</li> </ul>		

※ A4判1枚以内で記入すること。

## 関連業務実績書

1	業務名	
	発注者	
	契約金額(千円)	
	履行期間	
	業務概要	
2	業務名	
	発注者	
	契約金額(千円)	
	履行期間	
	業務概要	
3	業務名	
	発注者	
	契約金額(千円)	
	履行期間	
	業務概要	
4	業務名	
	発注者	
	契約金額(千円)	
	履行期間	
	業務概要	
5	業務名	
	発注者	
	契約金額(千円)	
	履行期間	
	業務概要	

※ 最大 10 件以内 (A4 判 2 枚以内) で記入すること。

## 協力会社概要書

会社名	
所在地	
代表者	
主な業務実績	
協力を受ける 内容及び理由	

※1 本業務遂行のため、社外の協力を求める場合のみ作成すること。

※2 A4判1枚以内で記入すること。

## 辞 退 届

(業務名) 脱炭素社会実現に向けた地方公共団体実行計画等策定業務

令和 年 月 日

三 原 市 長 様

所 在 地 : \_\_\_\_\_

商号または名称 : \_\_\_\_\_

代 表 者 名 : \_\_\_\_\_ 印

上記業務の公募型プロポーザルについて、都合により参加を辞退したいので届け出ます。

### 1. 辞退理由

## 質 問 書

(業務名) 脱炭素社会実現に向けた地方公共団体実行計画等策定業務

令和 年 月 日

三 原 市 長 様

事業者名 : \_\_\_\_\_

担当者氏名 : \_\_\_\_\_

電子メール : \_\_\_\_\_

質問事項